【改正後全文】

千葉県里親研修実施要領

平成１５年1月１日制定
平成２２年２月１日改正
平成２３年3月１８日改正
平成２９年5月２５日改正
令和3年１０月１１日改正
令和６年1月２３日改正

1　目　的

この要領は、里親及び里親を希望する者に対し、研修を実施することにより児童福祉への理解を深め、養育技術の向上及び里親委託の促進を図り、もって要保護児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2　種　類

研修の種類は、養育里親研修、養子縁組里親研修、専門里親認定研修及び専門里親更新研修とする。

3　養育里親研修

養育里親研修は、養育里親新規認定時の「基礎研修」及び「登録前研修」並びに養育里親の登録更新時に実施する「更新研修」とし、家庭養育の必要な児童を受け入れる養育里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

（1）研修対象者

ア　基礎研修及び登録前研修

養育里親になることを希望する者

イ　更新研修

養育里親であって登録更新を希望する者

（2）実施方法

ア　研修の受付

養育里親になることを希望する者は、児童相談所を通じ、知事に研修参加の希望の有無を連絡すること。

イ　研修の方法

（ア）　研修は、講義、演習及び実習により行う。

（イ）　基礎研修及び登録前研修の科目は厚生労働省告示（平成２１年3月３１日付け第２２５号）に掲げる科目とする。

（ウ）　更新研修の科目は厚生労働省告示（平成２１年3月３１日付け第２２７号）に掲げる科目とする。

（エ）　養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設で行う。

ウ　研修科目の免除

（ア）　現に里親登録されており、委託児童を養育中の里親については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち講義及び演習の一部及び実習を免除することができる。

（イ）　３年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたものについては、基礎研修を免除することができるほか、登録前研修のうち実習を免除できる。

「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事したものであること。

a　福祉関係

児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司

b　保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

c　教育関係

教員

d　司法・矯正関係

家庭裁判所調査官、少年院教官

（ウ）　現に里親登録されており、３年以上の委託児童の養育経験又は過去２年間のうちに委託児童の養育経験がある者については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち実習を免除できる。

（エ）　知事が（イ）又は（ウ）と同等以上の能力を有すると認定した者については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち実習を免除できる。

（オ）　委託児童を養育中の里親又は、その他要保護児童の養育に関し経験があるとして知事が認める者については、更新研修のうち、実習を免除できる。

（カ）　要保護児童（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第８項に規定する要保護児童をいう。）の親族である者に対しては、委託する予定の児童及び当該親族の状況に応じて必要な科目及びその内容を中心に研修を行うこととして、相当と認められる範囲で、養育里親研修の科目の一部を免除することができる。

エ　養育実習

知事は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調整を行う

こと。

オ　受講期間の延長

受講年度で全課程を終了できなかった者については、次年度に限り、受講期間を延長して、未修了科目を受講することができる。

（３）修了証書

ア　知事は、養育里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行う。

イ　修了証書の交付

知事は、養育里親研修のうち、基礎研修及び登録前研修の課程を修了した者に対し、「修了証書」（別記第３号様式）を交付し、更新研修の課程を修了した者に対し、「修了証書」（別記第３号様式の２）を交付する。

なお、養育里親の研修の実施を他の機関に委託した場合には、委託先が行う評価に基づき修了認定を行い、修了証書を交付する。

ウ　知事は、修了証書を交付した者について「里親研修修了証書交付者名簿」（別記第４号様式）に搭載し、記録しておかなければならない。

エ　修了証書の有効期間

修了証書の有効期間は、交付した日から２年間とする。

4　養子縁組里親研修

養子縁組里親研修は、養子縁組里親新規認定時の「基礎研修」及び「登録前研修」並びに養子縁組里親の登録更新時に実施する「養子縁組里親更新研修」とし、家庭養育の必要な児童を受け入れる養子縁組里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

（１）研修対象者

ア　基礎研修及び登録前研修

養子縁組里親になることを希望する者

イ　養子縁組里親更新研修

養子縁組里親であって登録更新を希望する者

（２）実施方法

ア　研修の受付

養育里親研修を準用する。

イ　研修の方法

（ア）　研修は、講義、演習及び実習により行う。

（イ）　基礎研修及び登録前研修の科目は厚生労働省告示（平成２９年3月３１日付け第１３３号）に掲げる科目とする。

（ウ）　養子縁組里親更新研修の科目は厚生労働省告示（平成２９年3月３１日付け第１３５号）に掲げる科目とする。

（エ）　養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設で行う。

ウ　研修科目の免除

（ア）　現に里親登録されており、委託児童を養育中の里親については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち講義及び演習の一部及び実習を免除することができる。

（イ）　３年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたものについては、基礎研修を免除することができるほか、登録前研修のうち実習を免除できる。

「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事したものであること。

a　福祉関係

児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司

b　保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

c　教育関係

教員

d　司法・矯正関係

家庭裁判所調査官、少年院教官

（ウ）　現に里親登録されており、３年以上の委託児童の養育経験又は過去２年間のうちに委託児童の養育経験がある者については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち実習を免除できる。

（エ）　知事が（イ）又は（ウ）と同等以上の能力を有すると認定した者については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち実習を免除できる。

（オ）　養育里親研修又は専門里親研修を修了した者については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち講義及び演習の一部及び実習を免除できる。

（カ）　養育里親更新研修を修了した者については、養子縁組里親に固有の課題などに応じて必要な内容を中心に研修を行うこととし、相当と認められる範囲で、養子縁組里親更新研修の科目の一部を免除できる。

（キ）　委託児童を養育中の里親又は、その他要保護児童の養育に関し経験があるとして知事が認める者については、養子縁組里親更新研修のうち、実習を免除できる。

エ　養育実習

養育里親研修を準用する。

オ　受講期間の延長

養育里親研修を準用する。

（３）修了証書

ア　知事は、養子縁組里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行う。

イ　修了証書の交付

知事は、養子縁組里親研修のうち、基礎研修及び登録前研修の課程を修了した者に対し、「修了証書」（別記第３号様式の３）を交付し、養子縁組里親更新研修の課程を修了した者に対し、「修了証書」（別記第３号様式の４）を交付する。

なお、養子縁組里親の研修の実施を他の機関に委託した場合には、委託先が行う評価に基づき修了認定を行い、修了証書を交付する。

ウ　知事は、修了証書を交付した者について「里親研修修了証書交付者名簿」（別記第４号様式）に搭載し、記録しておかなければならない。

エ　修了証書の有効期間

修了証書の有効期間は、交付した日から２年間とする。

５　専門里親研修

専門里親研修は専門里親を希望する者の新規認定時の「専門里親認定研修」及び専門里親の登録更新時に実施する「専門里親更新研修」とし、被虐待児等家庭養育の必要な児童を受け入れる専門里親として必要な基礎的知識や技術の修得等、専門里親の養成を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

また、研修等を必要に応じて他の機関に委託して行うことができる。

（１）　研修対象者

ア　専門里親認定研修

千葉県里親等家庭養育運営要綱第７章第９の２に該当する者であって次のいずれかに該当する者とする。

（ア）　養育里親名簿に登録されている者であって、養育里親として３年以上委託児童の養育の経験を有する者

（イ）　３年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めた者であること。

「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事したものであること。

ａ　福祉関係

児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司

ｂ　保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

ｃ　教育関係

教員

d　司法・矯正関係

家庭裁判所調査官、少年院教官

（ウ）　知事が、ア及びイと同等以上の能力を有すると認めた者

イ　専門里親更新研修

専門里親であって登録更新を希望する者

（２）　実施方法

ア　研修の受付及び承認

（ア）　専門里親になることを希望する者（以下「専門里親希望者」という。）は、児童相談所を通じ、知事に研修参加の希望の有無を連絡すること。

（イ）　知事は、受講申込みをした専門里親希望者について書類審査を行い、その受講の可否について、専門里親希望者に通知しなければならない。

イ　研修の方法

（ア）　認定研修は、講義、演習及び実習により行う。

（イ）　科目は厚生労働省告示（平成２１年３月３１日付け第２２６号）に掲げる科目とする。

（ウ）　告示の別表の区分欄に掲げるもののうち、養育の本質・目的及び対象の理解に関する講義は通信教育で行う。

（エ）　養育の内容及び方法の理解に関する講義はスクーリングで行う。

（オ）　養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設で行う。

ウ　研修科目の免除

児童相談所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者又は離職してから３年以内の者、その他被虐児の処遇に関し十分な知識及び経験を有し知事が適当と認めた者については、養育実習を免除することができる。

エ　研修期間

（ア）研修期間は、原則として、概ね３か月以上とする。

（イ）養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目については、１か月間に履修できる科目は３科目までとする。

（ウ）養育の内容及び方法の理解に関する科目については、スクーリングの期間は概ね３日間とする。

（エ）養育実習科目の実習期間は、延べ７日間とし、宿泊研修を１回は実施する。

オ　養育実習

知事は、実習先の選定について、専門里親希望者と協議し、養育実習先と調整して決定する。実習カリキュラムについては、別表２のとおりとする。

養育実習先の施設長は、養育実習が修了した時点で、「養育実習修了証明書」（別記第２号様式）を、専門里親希望者に交付すること。

カ　受講期間の延長

養育里親研修を準用する。

（３）修了証書

ア　修了認定

専門里親希望者は、専門里親研修の全課程が修了した段階で、管轄の児童相談所長に、養育実習修了証明書の写しを提出すること。それを受けた児童相談所長は、知事に対し、速やかに証明書等を添えて、報告しなければならない。

知事は、報告をもとに専門里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行う。

イ　修了証書の交付

知事は、専門里親研修のうち、専門里親認定研修の課程を修了した者に対し、「修了証書」（別記第３号様式の５）を交付し、専門里親更新研修の課程を修了した者に対し、「修了証書」（別記第３号様式の６）を交付する。

なお、専門里親の研修の実施を他の機関に委託した場合には、委託先が行う評価に基づき修了認定を行い、修了証書を交付する。

ウ　知事は、修了証書を交付した者について「里親研修修了証書交付者名簿」（別記第４号様式）に搭載し、記録しておかなければならない。

エ　修了証書の有効期間

修了証書の有効期間は、交付した日から２年間とする。

６　研修費用

研修の実施を他の機関に委託した場合の委託料は県が負担する。その他、研修受講に伴う食費及び施設行事参加費等については、専門里親希望者が負担するものとする。

附　則

１　この要領は、平成１５年１月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成２２年２月１日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。

附　則

１　この要領は、平成２３年３月１８日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附　則

１　この要領は、平成２９年５月２５日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

１　この要領は、令和３年１０月１１日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

１　この要領は、令和６年1月２３日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

別表１　削除

別表２

（専門里親認定研修）

養育実習カリキュラム

	実習内容	
	午前	午後
第１日	施設オリエンテーション	児童の生活指導実習
第２日	児童の生活指導実習	
第３日	児童の生活指導実習	
第４日	幼児の育児実習	
第５日	幼児の育児実習	
第６日		宿泊研修
第７日	宿泊研修・総　括	

実習時間

午前９：００～午後５：００

（宿泊実習）　午後１：００～（翌日）午前１１：００

別記第１号様式　削除

第２号様式

専門里親認定研修養育実習修了証明書

	実　習　内　容		実習実施日
	午　前	午　後	
第１日	オリエンテーション	児童の生活指導実習	年　　月　　日
第２日	児童の生活指導実習		年　　月　　日
第３日	児童の生活指導実習		年　　月　　日
第４日	幼児の育児実習		年　　月　　日
第５日	幼児の育児実習		年　　月　　日
第６日		宿泊研修	年　　月　　日
第７日	宿泊研修・総　括		年　　月　　日

様

上記のとおり、実習が修了したことを証明します。

年　　月　　日

印

第３号様式

第　　　　　号

修　了　証　書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研修名　　養育里親研修

あなたは児童福祉法施行規則第一条の三十四のこども家庭庁長官が定める養育里親認定のための研修課程を修了したことを証します。

年　　月　　日

千葉県知事

第３号様式の２

第　　　　　号

修　了　証　書

研修名　　養育里親更新研修

あなたは児童福祉法施行規則第三十六条の四十六第二項のこども家庭庁長官が定める養育里親更新のための研修課程を修了したことを証します。

年　　月　　日

千葉県知事

第３号様式の３

第　　　　　号

修　了　証　書

研修名　　養子縁組里親研修

あなたは児童福祉法施行規則第一条の三十八のこども家庭庁長官が定める養子縁組里親認定のための研修課程を修了したことを証します。

年　　月　　日

千葉県知事

第３号様式の４

第　　　　　号

修　了　証　書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研修名　　養子縁組里親更新研修

あなたは児童福祉法施行規則第三十六条の四十六第四項のこども家庭庁長官が定める養子縁組里親更新のための研修課程を修了したことを証します。

年　　月　　日

千葉県知事

第３号様式の５

第　　　　　号

修　了　証　書

研修名　　専門里親認定研修

あなたは児童福祉法施行規則第一条の三十七第一項第二号のこども家庭庁長官が定める専門里親認定のための研修課程を修了したことを証します。

年　　月　　日

千葉県知事

第３号様式の６

第　　　　　号

修　了　証　書

研修名　　専門里親更新研修

あなたは児童福祉法施行規則第三十六条の四十六第二項のこども家庭庁長官が定める更新研修のうち、専門里親に係る研修課程を修了したことを証します。

年　　月　　日

千葉県知事

第４号様式

里　親　研　修　修　了　証　書　交　付　者　名　簿

交付番号	研修名	修了 年月日	氏名	管轄児相	備考